

松戸市教育委員会会議録

平成30年6月定例会

松戸市教育委員会会議録

平成30年6月定例会

開 会	平成30年6月7日 (木) 14時より	閉 会	平成30年6月7日 (木) 16時10分	
署名委員	教育長 伊藤 純一	委 員	市場 卓	
出席委員 氏 名	教育長 伊藤 純一	○	委 員 伊藤 誠	○
	教育長職務代理者 山田 達郎	○	委 員 武田 司	○
	委 員 市場 卓	○	委 員 山形 照恵	○
出席職員	内訳別紙のとおり			

提出議案	内訳別紙のとおり
特記事項	

教育委員会事務局出席職員一覧表

平成 30 年 6 月定例教育委員会

No.	部課名 及び 職制名	氏 名	No.	部課名 及び職制名	氏 名
1	生涯学習部 部長	平野 昇	21	学務課 課長	鮎川 渉
2	生涯学習部 参事監	津川 正治	22	〃 課長補佐	加藤 尚美
3	学校教育部 部長	久保木 晃一	23	指導課 課長	小澤 英明
4	学校教育部 審議監	笹川 昭弘	24	〃 課長補佐	浦上 和茂
5	教育企画課 課長	菊地 治秀	25	〃 主幹	藤中 孝一
6	〃 専門監	松丸 裕幸	26	保健体育課 課長	大谷 直樹
7	〃 課長補佐	千葉 貴子	27	〃 主事	橋本 美咲
8	〃 課長補佐	大西 真	28		
9	〃 主幹	安蒜 孝哲	29		
10	〃 主査	武田 茂	30		
11	〃 主査	永淵 智幸	31		
12	〃 主任主事	四戸 俊也	32		
13	〃 主任主事	島村 仁美	33		
14	社会教育課 課長	星野 敦子	34		
15	〃 主幹	齊藤 真一	35		
16	生涯学習推進課 課長	林 総太郎	36		
17	〃 課長補佐	中山 和子	37		
18	スポーツ課 課長	加藤 広之	38		
19	〃 主任主事	齋藤 康平	39		
20	〃 主事	長谷川 達也	40		

平成30年6月定例教育委員会会議次第

1 日 時 平成30年6月7日（木） 午後2時00分より

2 場 所 教育委員会5階会議室

3 議 題

(1) 議 案

(2) 報告等

4 その他

平成30年6月定例教育委員会会議 議題目次

(1) 議案

- ① 議案第13号
松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について (生涯学習推進課)
- ② 議案第14号
松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について (スポーツ課)
- ③ 議案第15号
松戸市教育功労者の表彰について (スポーツ課)
- ④ 議案第16号
松戸市文化会館条例施行規則の一部を
改正する規則の制定について (社会教育課)
- ⑤ 議案第17号
松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について (保健体育課)
- ⑥ 議案第18号
松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の
一部を改正する訓令の制定について (学務課)
- ⑦ 報告第1号
臨時代理による処分の報告について (指導課)
- ⑧ 報告第2号
臨時代理による処分の報告について (指導課)

教育長 それでは、傍聴についてご報告いたします。

本日の教育委員会会議に、2名の方から傍聴したい旨の申し出があります。松戸市教育委員会傍聴人規則に基づき、これをお認めいたしますので、ご了承願います。

なお、これ以降傍聴の申し出がある場合は、事務局への受け付けをもって許可にかえることといたします。

それでは、傍聴人を入場させてください。

(傍聴人入室)

◎開 会

教育長 ただいまから、平成30年6月定例教育委員会会議を開催いたします。

◎会議録署名委員の指名

教育長 開会に当たり、本日の会議録署名人を市場委員にお願いいたします。

市場委員 はい。

教育長 よろしく申し上げます。

◎議案の提出

教育長 それでは、日程に従い議事を進めます。

本日の議題は、議案6件、報告議案2件となっております。

このうち報告2号は、個人情報にかかわる案件となります。したがって、報告第2号の審議を秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます教育委員会会議のうち、報告第2号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、報告第2号の審議は秘密会といたします。

では、ここからの議事進行は山田教育長職務代理者をお願いします。

◎議案第13号

教育長職務代理者 それでは、日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。

初めに、議案第13号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

では、ご説明をお願いいたします。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 議案第13号「松戸市公民館運営審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

社会教育法第30条第1項及び松戸市公民館の設置及び管理に関する条例第4条第2項の規定に基づき、別紙の者を松戸市公民館運営審議会委員に委嘱するものでございます。

提案理由につきましては、松戸市公民館運営審議会委員の任期が平成30年6月2日をもって満了することに伴い、後任者を委嘱するためでございます。

詳細についてご説明申し上げます。

松戸市公民館審議会委員は、ただいま申し上げた法令規定に基づきまして、委員10人以内で組織し、学校教育関係者、社会教育関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験者の中から教育委員会が委嘱することとなっております。

また、委員の任期は2年となっておりますので、このたびにつきましては平成30年6月3日から平成32年6月2日までとなっております。

委嘱予定の後任者の氏名、ご推薦、ご紹介をいただいている所属団体での役割等につきましては、次ページ名簿の記載のとおりでございます。

なお、このたびの委員のうち、1号委員、学校教育関係者の石井理恵子委員と、4号委員、学識経験者の長江曜子委員は新任となりますので、お二人に期待する役割などについてご説明を申し上げます。

最初に、学校教育関係者の石井理恵子委員には、公立学校長の立場から、本課の重要施策である家庭教育力のさらなる向上や青少年の健全育成に関する適切な助言と効果的な連携を、次に、学識経験者の長江曜子委員には、聖徳大学生涯学習研究所長及びオープンアカデミー校長の立場から、市民の生涯学習活動の一層の充実に向けた適切な助言や、市民大学を初めとする各種講座への講師紹介と官学連携の推進をそれぞれ期待するものでございます。

また、再任の委員の皆様には、引き続きそれぞれの立場、分野、領域から、多様化する生涯学習活動の時代に即した事業運営と所属関係団体との効果的な連携に関しまして、適切なお意見やご助言を賜りたいと考えているものでございます。

以上、議案第13号、松戸市公民館運営審議会委員の委嘱についての説明でございます。ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第13号につきましては、ただいまの説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

お手元に資料のほか、法令のまとめていただいたものが机の上にそれぞれあると思います。社会教育法ですね。ご紹介あったとおり、めくって29条、30条あたりに公民館運営審議会の根拠がありまして、続いて松戸市公民館の設置及び管理に関する条例ということで4条以下ですね。これに基づいての今回選任ということでございます。

市場委員。

市場委員 委員の人選については特に申し上げることはありませんけれども、公民館運営協議会の役割とか、何年か前の議事録を見ると、大体2年間でテーマを1つ決めて話し合っているというようなお話が出てくるんですけども、昨年度までといいますか、前期はテーマで、どういうお話があったのか。今回、新たにかかわられるメンバーの方でどういうお話をされていく予定なのか、その辺をちょっと教えていただきたいんですけども。

生涯学習推進課長 今、市場委員さんのほうからお話をいただいたように、以前は1つのテーマについて議論をいただいていたんですけども、本審議会は、館長である生涯学習推進課長の諮問に基づき、公民館における各種事業の企画実施について調査審議するということが本来の趣旨でございましたので、私がこちらの担当課長になってからについては、毎年の事業実施状況、あるいは事業計画、そういったものを議題とさせていただき、また所管施設、いろんな施設を抱えておりますので、そういった施設の管理運営状況を議題とさせていただいて、忌憚のない意見交換を行うとともに、松戸市文化祭などの文化事業の視察や千葉県公民館研究大会にご出席をいただきまして、そういった活動を通してそれぞれの分野、領域から各事業の充実策や所属関係団体との連携協力等についてご意見、助言をいただいているのが現在のやり方になっております。

市場委員 ありがとうございます。

何年か前の議事録を見ると、ここでの議論からフューチャーセンターのができたとかとい

うのがあって、そういう実際の政策につながるようなものが出ていたんだなと思っていましたけれども、じゃ、今はむしろ、行政的なことの説明をして、それに対する意見をもらっているという、そういう理解でいいですか。

生涯学習推進課長 そういう側面もありますけれども、もう少し踏み込んで、一つ一つのいろんな事業について積極的にご理解をいただいた上で、もう少しこうしたほうがいいのか、こういったような連携ができるんじゃないかとかいうような、つまり具体的な助言をいただいて、それを翌年の事業に反映できるものは反映するような形で、より理念的なものよりも、実情に即したほうの今意見をさせていただいて、そのほうが集まっている委員さんたちについても、貴重なお時間を割いて来ていただいているものですから、意見が出しやすいということもありまして、現在はそういった形で進めさせていただいております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 以前も具体的な提案をいただいたという、その延長にあるということでもよろしいですかね。

生涯学習推進課長 そうですね。より細かい議論を今させていただいている……

教育長職務代理者 より細かい議論をしていただいているということですね。

生涯学習推進課長 はい、そういうことです。

教育長職務代理者 先ほどの社会教育法の22条に公民館の事業というのが載っています。定期講座、討論会、講習会、その他、図書、体育、いろいろ項目が出ております。いろいろな施設を所管しているというご説明もありました。

施設の範囲について、松戸市の場合、どこを公民館というか、ちょっと補足していただいでよろしいですか。

生涯学習推進課長 公民館ということでは、うちのほうは1館しか、矢切のほうに設けていないんですけれども、同じ生涯学習の分野として矢切の公民館、それと私どもが今事務所を設けています文化ホール、それと青少年事業のほうでは新松戸の青少年会館。それで、青少年会館には樋野口の分館がございます。また、一般のコミュニティーに対しての部分では、根木内にタウンスクールという、学校の空き教室部分を活用した、そういった事業についても私どもが所感をさせていただいております。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

公民館としては1館であるけれども、守備範囲としてはそこまで射程があるということのご説明のようです。

ほか、いかがでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

この審議会は年何回ぐらい開かれて、終わった事業に関する評価とともに、これからこういうことをやっていきたいということに関しても、両方を審議する形なのでしょうか。

生涯学習推進課長 年3回でございまして、最初が7月、11月、2月。7月については、先ほどご紹介しましたとおり前年度の状況、それから今年度の予定ですね。それと、11月については文化祭等がございまして、そういったものの視察。あるいは千葉県のそういった公民館の研究大会の時期でございまして、そういうところに足を運んでいただく。2月については、翌年度の事業計画ですとか予算だとか、そういったものについてご説明をして、ご意見を頂戴しております。

教育長職務代理者 よろしいですか。

ほか、よろしければ。

先月のこの会議で、各委員の役割とか今後の期待されるべき役割というのですか、教育長からも投げかけをいただきまして、少し議論をいたしました。そういった意味では、ここは初めて新任で入られる方がお二人いらっしゃる。一番長い方で、4期目の方がお一人いらっしゃる。その辺のバランスにつきまして、新しい議論、新しい方のさまざまな意見、幅広く意見をとるといったことに関しては、入れかえながら、入れかわりながらやっていただいているということかと思えます。

議論の継続と、それから新しい意見のとり方というあたりについて、課長、何か人がかわって、このような新しい意見が出てきたとかいうようなことが過去あれば、ちょっと教えていただけますでしょうか。

生涯学習推進課長 ちょっとご質問の答えにはならないかもしれないんですが、うちのほうの委員さんについては、関係団体からの推薦、紹介という形でお願いをしている部分が多いんですけれども、その中で1号委員、それから4号委員の学校関係の先生方については、私、課長とすると、先ほど申し上げたとおり、かなり守備範囲も広いですし、細かい事業をやっておりますので、少なくとも2期ぐらいは続けていただいたほうが、忌憚のない意見がいただけるのかなというふうに考えているんですけれども、今申し上げた1号委員、4号委員については、学校や大学の都合があって1期だけというケースも珍しくないものですから、そういった意味では、逆に2号委員と3号委員の社会教育の関係の方であったり、子育ての関

係の方については、可能であれば少し長目にやっていただいているような、そういったバランスを逆にとらせていただいている状況があります。

それで、学校関係の方については、もちろんその時点ですばらしいご意見をいただくこともあろうかと思うんですけれども、今申し上げたとおり期間が短い中でのことになるので、そういった部分については覚えていただいた、状況がわかっていただいた中で、また次の方と交代するというような実情があるのはちょっと否めないのかなというのは、私としての感想ということでご理解いただければと思います。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

短いと、1期だと、なかなか議論が出していただけたところまではいきにくいというようなことでした。

あと、よろしいでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

1つ意見なんですけど、松戸市は公民館や、いろんな場所で子育て等について学ぶことがとても多いんですけれども、先日、川島隆太先生が絵本と脳科学についての講演をされたときに、定員300名のところ、託児が10名だったんですね。意見なんですけど、利用者目線としては、もしよければもう少し託児枠をふやしていただけたらと落ち着いて学ぶ、学びたい人がたくさんいらっしゃると思うので、ぜひその辺、一市民として、意見として、お持ち帰りいただけたらと思います。

教育長職務代理者 意見でございますので。何かありますか。

生涯学習推進課長。

生涯学習推進課長 言いわけではないんですけれども、あれは市長部局の事業だったものから、私どもは主導権は握ってはいなかったんですけれども、同席をして運営のほうはサポートさせていただいたんですが、確かに授乳をしたいというお母さんがいらっしゃって、授乳室は想定していなかったみたいなので、来賓の控え室で授乳をしていただきました。やってみるといろんなことに気づきますので、次回からは、うちの事業については参考にさせていただきたいと思います。

教育長職務代理者 うちの事業に限らず、ぜひ横の連携をとっていただいて。

生涯学習推進課長 助言させていただきたいと……

教育長職務代理者 ぜひお願いします。

ほか、ないようでございましたら、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。
これより議案第13号を採決いたします。

議案第13号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第13号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第14号

教育長職務代理者 次に、議案第14号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 資料3ページをごらんください。

議案第14号「松戸市スポーツ推進審議会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、2名の退任申し出があったことから、松戸市スポーツ推進審議会条例第4条の規定により、新たに委嘱するためにご提案をさせていただくものでございます。

委嘱いたします委員は、記載のとおり2名でございます。

福田委員のかわりに土屋真さんの推薦がありました。土屋さんにつきましては、松戸青年会議所の12月総会において進理事長に就任されたことに伴いまして、新たな委員として選出するものでございます。

続きまして、岡野委員のかわりに小川早苗さんが推薦されました。小川さんにつきましては、松戸市体育協会の新理事に就任されたことに伴い、新たな委員として選出するものでございます。

資料4ページには、松戸市スポーツ推進審議会委員の名簿を記載しております。

なお、新しく委嘱いたします委員の任期につきましては、平成30年6月7日から平成31年5月31日まででございます。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第14号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

同じく資料の確認です。ひとつ目の資料のほか、条例が先ほどの続きに出ております。スポーツ審議会条例の第4条に、委員の種別について載っております。ご覧ください。

いかがでしょうか。

武田委員。

武田委員 すいません、質問なんですけれども、一般財団法人の松戸市体育協会というのはどんな団体なんですか。

教育長職務代理人 体協について。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 体育協会なんですけれども、主に、松戸市内のアマチュアスポーツの団体がたくさんあるんですけれども、そこを統括していただきまして、各団体の支援や育成、あと競技力の向上ですとか継続的なスポーツ活動の拡充を図るために、普段、活動してもらっております。

最近では主に、スポーツ指導者バンクというのがありまして、団体にそういう指導者を派遣したり、学校の部活に派遣したりとかという役割も十分に果たしてもらっている団体がございます。

以上です。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

各市町村に大体あるんですか。

スポーツ課長 あります。

教育長職務代理人 大体あるんですね、これはね。

スポーツ課長 はい。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

今回、お二方、これはそれぞれの団体において、役割がちょっとかわられたということかと思えます。

いかがでしょうか。

伊藤委員。

伊藤委員 条例によりますと、この推進審議会は、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議をするというだけの書き方になっていて、ちょっと一般的にわかりにくいんですが、例えば、最近、身近に迫ってきている東京オリンピック・パラリンピックとか、そういうものとの関係で、最近こういうことが話題になったとか、こういうことの審議をお願いしたと

か、そういう具体的な事例があればちょっとわかりやすいので、教えていただければと思うんですけれども。

スポーツ課長 最近では、やっぱり会議の中でもオリンピックの話題は当然出るんですけれども、昨年からスポーツ振興基金の活用についてということで、松戸市出身ですとか、ゆかりのある方に、そういうオリンピック候補の方が何名もいらっしゃいますので、そういう方にうまく活用できないかというような議論はさせていただいております。

年2回開催しているんですけれども、7月と3月で、7月には前年度の事業報告、その年度の事業計画などを中心に話させてもらっております。3月につきましては、社会教育関係団体の補助金ですとか次年度の予算の関係ですか、そういったのを中心にお話し合いをさせていただいております。そういう中で、先ほど言った振興基金でオリンピック絡みの話ですとか提案とかもいただいた中で議論をさせていただいているところでございます。

以上です。

教育長職務代理者 よろしいでしょうか。

市場委員。

市場委員 これで、区分のところで条例第4条2号、3号、4号の方はいらっしゃいますが1号の方がいらっしゃらない。恐らくスポーツについて学識のある方を実際に選んでくるのが難しいということなんだろうなと想像はしますが、せっかく1号の条件を決めている以上は、そういう人をなるべく委員の方に入れたほうがいいという考え方がもともとあるんだと思うんですが、その辺は現実問題としても難しいのでしょうか。

スポーツ課長 (1)から(4)まであるんですけれども、理想は全員うまくバランスよく、男女も含めて委員になっていただくのが一番いいかなと思うんですけれども、学識経験者のある方も、うちのほうでそういうタイミングですとか機会があれば、ぜひ入っていただきたいと思っております。そういう方があれば、逆に紹介していただければと思います。よろしくをお願いします。

市場委員 それは行政のほうで人選をしていただくということになるんだと思いますけれども、大学も4つもあるわけですし、そういう人材を積極的に求めていくということをお願いしたいと思いますけれども。

教育長職務代理者 最初の伊藤委員の質問のときにもありましたけれども、スポーツの推進に関する重要事項について調査審議するというのがスポーツ推進審議会条例の2条にありまして、その前後をよく読みますと、市長、あるいは教育委員会の諮問に応じる、それからスポ

一つの推進に関する重要事項について調査審議する、及びこれらの事項に関して、市長または教育委員会に建議すると、ここまで幅はあるんですね。ですから、何をこの審議会から生み出していくか、あるいはもしかしたらこういう方向性を持っている松戸市の行政全体、教育行政の中で、こういう各団体に協力を求めていくと、そういう役割ももしかしたらあるのかもしれませんが。決して一方向ではないと思うんですが、そういう中核に、先ほど体協に関するご質問もありましたけれども、いろんなところに波及する要の方々にお集まりいただいて意見をいただける位置づけの会議体だとすれば、そうしたときに、例えばスポーツとしての学識経験というのがどういうものか、もう一工夫をぜひしていただいたほうがいいのかなというのは、今の議論の中からちょっと感じるところであります。

これは私の個人的な意見といえれば意見ですけれども、いろんな会議体が、やはり実効性を持ってほしいというのが、先月の教育長からのやっぱり投げかけでありました。経験が長く、今回で言うと9期目という方もいらっしゃいますけれども、長くいるのであれば、必要であればそれもよし、そうでないのであれば新しい方の意見もどんどん取り入れる、そういう体制になっているかどうか再点検をというのがお話ありましたので、そういった意味で言うと、何かここから建議されて出てくるようなところに熱量があると、逆にいいのかなというようなことも感じる次第ではあります。

あとはどうでしょうか。

山形委員。

山形委員 山形です。

今、山田委員からもお話がありました9期目の藤原先生のところなんですけれども、松戸市レクリエーション協会というのを初めて聞いたので、どんなことをやっている協会か教えていただきたいです。

スポーツ課長 実際、レクリエーション協会というのは、直接スポーツをするというよりも、例えば、わかりやすく言うと、昔の遊びですとか、手品ですとか、そういったレクリエーション的なものを扱っている協会というのが、一番わかりやすいたとえかなと思うんですけれども。

以上です。

山形委員 そういう手品だとか、昔遊びだとか、公民館さんとかに派遣されていくような、そういう方たちの団体みたいな考えでよかったですか。娘も学校にいたときに、昔遊びの方たちが来てくださって実際に体験したので、そういう取りまとめをしている団体という形の認

識でよかったですか。

スポーツ課長 はい。

教育長 藤原さんについての確認なんですけど、前も一回確認したと思うんだけど、大学はもう辞められているの。

スポーツ課長 辞められているというふうには聞いているんですが、確認はしていないんです。

教育長 だから、最初は1号委員なんだよね、始まったときは。まあ、いいです。

教育長職務代理者 そうですね。そういったところから、継続性ととも、やっぱり一つ一つ確認しつつ見直してというところが必要なのかなというところもあります。

こちらは今回、5月31日で、もう既に前任の方々の任期は切れているというところで、ここで選び直す必要があり、それぞれもう内諾もとられているということかと思います。

ほかになれば、これで……

伊藤委員。

伊藤委員 すいません。ちょっともう一点だけ。この10名の委員の中で、松戸市体育協会の方が3人入っておられ、それぞれ代表理事と理事と評議委員というふうになっているんですが、10名の中で3名というのはかなり大きなウエートだと思いますけれども、松戸市の体育協会のそれぞれの役割が違って、そういう必要性があるということで御判断があったんだと思いますけど、ちょっと何か、先ほどのお話であれば、例えば学識経験のある方が入っておられないとか、そういうカテゴリーの方がおられないとかということを見ると、もう少し工夫があっていいのかなという気はするんですけども、その辺は何か理由があるんでしょうか。

スポーツ課長 実際、体育協会なんですけれども、100以上の団体が加盟しておりまして、会員が子どもから高齢の大人の方まで入れると約2万7,000人ぐらい……

伊藤委員 松戸だけで。

スポーツ課長 はい。その体育協会の団体を含めた人数なんです。その中で、やっぱりそれぞれいろんな活動をしていますし、地域に根づいた活動をしている団体もありますので、その地域の意見ですとか、そういったのを拾ったり集めたりするのは、やはり体育協会の意見というのかなり、自分たちの知らない意見もかなり教えてもらうこともありますので、そういった意味で、今回3名ということなんですけれども、かなりの情報を持っている、地域の情報を持っている団体だと思っております。

以上です。

伊藤委員 そういう理由であれば、わかりました。

教育長職務代理者 そうですね。それはわかりつつも、いろんな意味で検討しながら、活性化された議論がなされるように。何か指定席でそのままとか、団体順送りでとかということによいのかというあたりは、どの委員に関しても、委員って、このスポーツ推進審議会じゃない、そのほかも全てですので、同様に緊張感を持って見直していきましょうというのが。

スポーツ課長。

スポーツ課長 その関連のお話なんですけれども、前回この教育委員会議で、いろんな委員さんのあり方とか、お話をいただきまして、今スポーツ課のほうで、近隣市町村ですとか、スポーツ推進委員とか審議会委員とか、そういったものの任期ですとか選び方というのを、今、調査のアンケートのほうをかけさせていただいております。それを参考にしながら、今回の意見もそうなんですけれども、これからの、松戸市として言っているのかどうかはあれなんですけれども、スポーツ団体絡みのこういう委員さんの選び方、任期、どういうふうにしていこうかというのを今情報を収集しているところでございます。

以上です。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

文化関係、大きくくくるとスポーツも入るかもしれませんが、やっぱり民間の力を使っていく、あるいは民間に力があるという、それを生かしていくというのが行政の大きな役割であろうかと思っておりますので、こういうところを一点一点、近隣市町村、あるいは地域の実情を踏まえて、ぜひ今後ともお願いしたいと思っております。

そのほか、なければこれで質疑及び討論を終結といたしますが、よろしいでしょうか。

それでは、これより議案第14号を採決いたします。

議案第14号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認めまして、議案第14号は原案どおり決定いたしました。よろしくお願いたします。

◎議案第15号

教育長職務代理者 続きまして、議案第15号「松戸市教育功労者の表彰について」を議題とい

たします。

スポーツ課長、お願いします。

スポーツ課長 資料5ページをごらんください。

議案第15号「松戸市教育功労者の表彰について」ご説明申し上げます。

提案理由でございますが、松戸市スポーツ推進審議会委員として活動され、これまで多大な功績とご苦勞に感謝の意を表し、表彰するため、ご提案させていただくものでございます。

推薦者、岡野厚子さん。経歴につきましては6ページをごらんください。7期13年、通算11期21年にわたり、本市のスポーツ振興推進にご尽力をいただいております。

以上、ご説明とさせていただきます。よろしく申し上げます。

教育長職務代理者 議案第15号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

先ほどお名前のありました岡野さん、退任されました。通算11期21年の長きにわたってスポーツ推進審議会、以前は名前が違ったのでしょうか、そちらをお務めいただいたということです。

よろしいでしょうか。

それでは、ないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第15号を採決いたします。

議案第15号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第15号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第16号

教育長職務代理者 次に、議案第16号「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」を議題といたします。

社会教育課長、お願いします。

社会教育課長 7ページ、議案第16号「松戸市文化会館条例施行規則の一部を改正する規則の制定について」ご説明いたします。

提案理由は、貸し出し用備品であります収録カメラのリース期間が平成30年3月31日をも

って期間満了となるためでございます。

貸し出し用の収録カメラにつきましては、9ページの新旧対照表に記載のとおり、大・小ホール及びレセプションホールに各1台ずつ、合計3台を設置していたものでございますが、ここ数年の利用状況は年間で1件ないし2件程度と、ほとんどニーズがなくなっております。そのため、リース期間満了のこの機に貸し出し備品の一覧より削除し、備品の整理を行うものでございます。

以上、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

教育長職務代理人 ありがとうございます。

ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入りますが、配付資料の条例の施行規則が先ほどの続きにあります。これは要は、この表の中にあるわけですね。今現在、附属設備及び備品、別表の中に収録カメラというのが何か所か入っているということでございます。

市場委員。

市場委員 収録カメラというものがなくなるということですよ。今は、ほとんど利用がないというお話だったんですが、これは文化会館というのは森のホールのことですよ。森のホールの、例えば大ホールで何かやったときに、それを収録カメラで録画したいというニーズかないということなんですか。何かちょっと意外な感じがしますがけれども。

教育長職務代理人 社会教育課長。

今ある収録カメラの録画方式とか、そういった何か補足説明をお願いします。

社会教育課長 現在のものは、アナログのVHS形式でございます。それで、今現在、家庭ではデジタル画像の録画が普及しておりますので、そういったことのニーズもないんですけれども、主催者が録画をしたいときにはホームビデオを持ち込むことで対応が可能となっております。ですので、そういったことで今回は外したんですけれども、ほかの近隣の森のホールと同規模程度のホール等を確認いたしましたけれども、全部で14カ所ぐらい確認いたしましたけれども、どこの施設もそういったものは設置していないというのが現状でございますので、ニーズもないのでということで、経費削減ということで外させていただきたいと考えております。

市場委員 VHSは、それはニーズはないだろうなと思いました。それで、デジタルのものを主催者が自分で撮るといような、事実上、そういうふうになっているということなんですか。

教育長職務代理者 三脚立てて撮っているという、斜めだったり、正面だったり。というのが実情ということです。

伊藤委員も何かご意見ありそうですね。

伊藤委員 通常、このようなホール等を外部に貸し出しする場合には、例えば舞台上で何か事故が起こるとか、何か突発的なことが起こるかもしれない。だから、そういう万一のことを考えて、安全管理のためにも、舞台を提供しているところが一応収録をしているものだと私は思っていたんです。それを例えば貸し出しというか、そのビデオをソフトで欲しいという人にはもちろん有料で差し上げるのはいいですけども、もしそういうのが仮になくても、何かそういうものを記録としてとっておいて、もちろん防犯カメラと同じで、一定期間すぎれば、もう場合によってはそれに上書きしてもいいし、別に未来永劫とっておく必要はないと思うんですけども、そういう施設の、そういう利用を提供しているところの、何かそういう管理責任みたいなものを全うするために、撮っているものかなと思っていたんですが、その必要はないのでしょうか。

社会教育課長 今、ご質問の件でございますが、防犯カメラですとか、舞台運営上の必要な定点カメラはもともと設置しております。ですので、そういったことのご心配はもちろんないわけございまして、今回は利用者に貸し出す収録のカメラ自体ですので、実際のご心配の内容については既に設置されたもので管理運営しております。

伊藤委員 わかりました。

そうすると、ここに出されている収録カメラというのは、全くそういう、私が心配していたようなカメラとは全く別のものと、それはちゃんとありますと。それで、それは別に誰かに欲しいといわれて貸し出すようなものではないわけですね。

社会教育課長 はい。

伊藤委員 わかりました。

教育長職務代理者 ご質問にはお答えいただいたということで。

控え室に映像が出ていたりしましたっけ。ああいうのは、だから、管理用のカメラで恐らく大ホールの今の舞台上の状況はこうだとかというのが出ている、それがちゃんとあるということですかね。

そのほか。

VHSという、ベータかVHSかという話題にはついていけるんですけども、iPhoneにはついていけないんですけども、そういう時代でございました。

よろしいでしょうか。

ほかなければ、これをもちまして質疑及び討論は終結といたします。

これより議案第16号を採決いたします。

議案第16号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第16号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第17号

教育長職務代理者 次に、議案第17号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」を議題といたします。

保健体育課長、お願いします。

保健体育課長 議案第17号「松戸市学童災害共済審査会委員の委嘱について」説明をさせていただきます。

提案理由は、任期満了に伴って、松戸市学童災害共済審査会委員を新たに委嘱するためでございます。

新委員は、11ページに記載の6名の方でございます。

任期は平成30年6月15日から、元号は変わりますが、平成32年6月14日までとなります。

以上、ご審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

議案第17号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

皆さんもお手元を見ていただいていると思います。条例と、その施行規則がありますね。施行規則の8条に、委員8人以内ということでございます。6名の候補者で上程をさせていただきます。

いかがでしょうか。

市場委員。

市場委員 これも人選については特に意見はございませんが、学童災害共済審査会というのは、学校管理下での事故などがあつた場合に見舞金を交付するものだということなんですが、それについて、実際、年間どれぐらい事例があるのかとか、そういうことを教えてほしいんで

すけれども。

保健体育課長 こちらの案件につきましては、学校の管理下でないときの給付制度でございます。平成29年度の実績からご報告申し上げますと、479件、支出、見舞金は約940万円でございます。

以上でございます。

市場委員 その479件について、審査会で何か審議をするものなんですか。この共済審査会というのは、その一件一件について何か審議をするような会では恐らくないんですよね、それだけあるとすると。

保健体育課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

基本的に件数の報告と、それから、どうしても審議が必要な特別な案件についてはご審議をいただく可能性はありますが、昨年、一昨年と、その前も、私が存じ上げている範囲内では審議をしていただく案件はございませんでした。

以上でございます。

市場委員 そうすると、その審査会では、実績としてこういうことですかということを報告して了解を得る、そういうものだけということですか。

保健体育課長 おっしゃるとおりでございます。

市場委員 ありがとうございます。

武田委員 今のご説明を聞くと、この委員会というのは基本的には開催しないということですか。開催が必要なときが起きたときのみ稼働するというふうな考えでよろしいですか。

保健体育課長 毎年6月の中旬から7月の中旬にかけて、年に一回、定例の審査会を開催しています。

武田委員 どのようなことを、そうすると、なさるんでしょうか。

保健体育課長 内容は、前年度分の実績の報告、あるいは前年度分の収支決算、給付の状況、あるいはその年、新年度の加入の状況について報告等をいたしております。

以上です。

武田委員 もう一つ質問していいですか。さっきのお答えの中で、学校の活動時間外のときとおっしゃいましたけれども、私はてっきり学童の中で起こった事例に対してやる共済なのかと思っていましたけれども、そうじゃなくて、それ以外の学校の時間外で起きた、普通の学童に通わない一般児童にも使われているということですか。

保健体育課長 はい、そうです。小学校1年生から中学3年生までの義務教育課程の中で、大

きく災害給付制度が2つございまして、1つがご案内の日本スポーツ振興センター、これは学校の管理下の中で起こった災害についての給付制度でございます。こちらの松戸市の学童災害給付制度については、そうでない時間帯や、そうでないケース、特に交通事故は除いてという前提でございますが、そういうときの災害給付を行う制度でございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 確認します。

条例で見ますと、学童災害共済条例の4条でいいですかね、共済見舞金、学校管理下外における学童の災害について、死亡した場合には60万円以内、負傷した場合には災害の程度に応じ、別表に定める災害共済見舞金支給基準により共済見舞金を支給するということですね。それからその2項で、学校管理下における——管理下ですね、今度は——学童の災害について、独立行政法人の日本スポーツ振興センター法15条1項6号に規定する災害給付を受けることができないときは、学童災害共済審査会の認定するところにより、3,000円以内の共済見舞金を支給するというので、そちらからこぼれた場合をこちらで多少また、スポーツ振興センターによってこぼれた場合を若干お見舞いをするということも含んでいるということですか。

条文じゃそうなっていて、それがどれぐらい機能しているのかはちょっとわかりませんが、それでも、そのために10条に学童災害共済審査会を置くということになっていて、施行規則で先ほどのメンバー、今回で言うと6人が選ばれているというところですね。その2つの種類は完全に2本立てであって、どちらかという、これはその周辺をカバーするという役割であるということですか。

市場委員。

市場委員 こういうものは、他市町村でもあるものではないですか。学校管理下外で起きたことについて、教育委員会がお見舞金を払うという制度が、何となくその制度そのものに意外な感じを覚えるんですけども、普通こういうものはあるものなんですか。

保健体育課長 そういうご災難に遭われたご家庭に対しての保護者の負担軽減も含めて、やっている市町村は、すいません、数的には把握していませんが、先日も川口のほうから、川口市がやっているんだけど、松戸はどのぐらい実績があるのかという調査が来ましたので、少なくとも川口市はやっているというのは、直近の記憶ではございます。

以上でございます。

教育長職務代理者 この条例の中に、先ほどの日本スポーツ振興センター法という法律が出て

くるわけで、その周辺をカバーするのがこれで、これの7条で、共済掛け金は規則で定めるとあって、8条で、市がその共済掛け金を別途負担する、相当する額を別途負担する。だから、市もお金を出して、これを運営しているという仕組みになっているようですね。だから、全てがやっていないなくても、かなり幅広いセーフティネットとしてこれは機能をさせているんだろうというふうに思われますが。

市場委員。

市場委員 例えば、松戸市は子供に対する医療費助成をちゃんとしていますよね。手厚いのは悪いことではないかもしれないけれども、二重だなという気は否めないんですけれども。

教育長職務代理者 医療の現場からの感想でございますので、そういうふうな。医療費としてカバーがかなりされていると。

市場委員 15歳までは、今、200円ですよ、外来だったら。

教育長職務代理者 ありがとうございます。

山形委員。

山形委員 先ほど、平成29年が479件あって940万円支払われたということなんですけれども、この479件は、私、交通事故とか、何かそういうちょっとした、自分で自転車で転んじったとか、そういうことではなく実際にどんな事例が多かったかと、あともう一つは、審議会が機能するときに、特別な案件とおっしゃったんですけれども、その特別な案件というのはどんなことなのかを、2点知りたいです。

教育長職務代理者 実績値ですかね、実績の事例等についてご説明をいただければ。可能な範囲でお願いします。

保健体育課長。

保健体育課長 29年度の実績から、1つ目のご質問についてお答えいたします。

けがの種類については、骨折が一番多く225件、次いで捻挫104件、あとは打撲が36件などです。

特別な案件というのは、余り、ケースの話になってしまうので、私の主観を交えてしまうのはよくないと思いますが、交通事故は基本的に加害被害の関係があるので対象ではありませんが、それが大変微妙なときとか、特別なやっぱりケース、今まで警察が入ったり、第三者が入ったりしても、自損か、加害被害の成立かというのがわからないときもあると思いますので、そういう場合はお見舞いの対象になるかどうかというのを審議していただく必要性は出てくると思います。

山形委員 ありがとうございます。

先ほど市場委員が、医療費のお話をされていたんですけれども、何かけがをしたときに、これは私、学校内でけがしたときだったんですけれども、そのときに、保険を使う場合は自費で一旦払って、こちらの保険からいただく、スポーツ振興のほうから払い戻しという形と、そうじゃない、そういう申請をしないのであれば、通常どおりの医療費助成という形で使われたんですけれども、こちらもそういう形で、けがをしたときに、学童災害共済を使う場合は一旦自費で払ってという形の流れ、同じような流れでしょうか。

保健体育課長 こちらのほうは、助成制度と併用をしていただいてよろしい制度です。

ちなみに日本スポーツ振興センターのほうは、普通の子ども医療費だと3割ですが、スポーツ振興センターのほうは給付自体が4割返ってくるという制度ではございます。

以上です。

教育長職務代理者 4割というのは、ごめんなさい、何の4割。実費、個人負担額の4割ですか。じゃなくて、医療費の4割。3割負担が4割返ってくるというようなご説明でした。

保健体育課長、お願いします。

保健体育課長 総医療費の4割が給付されるということです。

教育長職務代理者 じゃ、3割負担であれば、逆に負担額よりも多く返ってくるケースがあるという。

保健体育課長 制度として、そうです。

教育長職務代理者 武田委員。

武田委員 以前から、市場委員もおっしゃっていた200円を使ってカバーできるという制度とこの共済と、何かすみ分けが余りよく把握できないというか、私がちょっと理解ができていないだけなのかもしれないんですけれども。以前聞いた時には一方を使ったら、一方は使えないという、どっちか選択するというものだったと記憶しています。自分の姪っ子のケースを思い返して、そう思ったりもしたんですが、あれは学内のことだったのでそうなのか、これは学外のケースだと、今のご説明だと両方から、申請すればカバーしてもらえるというふう理解していいのか、ちょっと教えていただけますか。

教育長職務代理者 先ほどの併用できますという言葉がちょっと今ここで混乱しているような気がします。学校管理下と管理下外とで、そもそもすみ分けているわけですよ。

保健体育課長 はい。

教育長職務代理者 ですので、ごめんなさい、先ほど併用されるようなご説明は何と何を併用

されるというお話でした。

保健体育課長 子ども医療費助成制度の200円の制度と、こちらの学童災害の災害給付制度は併用が可能と。

教育長職務代理者 ですから、それは医療費のほうの話で、200円で済むという話とこれは両立し得るという話。200円の話と、そもそもスポーツセンターとは全然また別ですよ。

ごめんなさい、何が疑問でしょうか。

市場委員 だから、外来診療は200円で済んで、なおかつこちらに申請するとお見舞金がもらえるという、そういう制度ですね、これは。スポーツ振のほうは、スポーツ振を使うと200円では済まないという話ですよ。

(「はい」の声あり)

市場委員 そうですよ。

教育長職務代理者 200円では済まなくて、実費負担した上で4割戻ると。

運用についてかなりご意見、ご質問いただいております。人選を含めまして、よろしゅうございますか。

伊藤委員。

伊藤委員 今ほどの話は、かなり学童災害共済制度というか、そういったものについての話が中心だったと思うんですけども、今回の審査会については、条例の10条にある共済に関する必要な事項を審査するというのが目的で、審査会が何をやるかというのは今幾つかご説明があったんですが、1年前、昨年度にどういうことがあったかということの説明であるとか、そういう過去のことの整理、それからそれに加えて若干の特別な案件について、実際に審査をお願いするというのも場合によってはあるけれども、そんなに件数はなさそうだということのようなんですけれども、審査会が実際何をやっておられるのかということをもうちょっとよく理解するために、その共済に関する必要な事項の審査というのが、例えばこんなことがありますとかいう、もうちょっとわかりやすい例があると理解しやすいと思うんですけども、いかがでしょうか。

保健体育課長 共済についての審査をする詳細、細かな具体的な例という……

教育長職務代理者 ごめんなさい。細かな具体的な例というよりも、先ほどから幾つか、こうということについて審査会で話をしますと、諮りますというようなお話がありました。それをちょっと場合分けしてお話しただけると理解が進むかなと思います。

保健体育課長 例えば、今委員の中で、200円の子ども医療費助成制度と、この学童災害給付

の2通りのやり方というか、制度があるということも、私どもの事務局としては大きな課題と捉えているので、そういう部分も含めて審議をしていただく6人の皆様というふうに、そういうお答えでもいいですか。

教育長職務代理者 そういう大きな構造的な問題、制度的な問題も話をします。それから、何かグレーゾーンといいますか、学校管理下か管理下外か、災害か災害でないかとか、そういった微妙なケースについても、場合によっては審議してもらいます、そういうケースがあれば。

保健体育課長 あればですね、はい。

教育長職務代理者 あとは運営、前年の執行とか今年度の動きとかについて報告をし、助言をもらったりする意味で審議してもらいます。大体そんな感じですかね。恒常的な、日常的な運用についてと、制度的なこと、大きな話と、それから、もしかしたらそういう起きてくる細かな事例について。

保健体育課長 はい、そうです。

教育長職務代理者 私がしゃべっちゃいましたけれども、すいません。

伊藤委員 そういう観点から言うと、そういうこの制度の具体的な運用の仕方、今までやっているものを、例えばいろんな観点から議論して、それを変えたほうがいいのではないとか、これをこういうふうに、今は両方、双方に申請できるようになっているのを、例えばそれはもうやめにしようとか、そういういろんなものについての議論というのはあり得るといふふうに理解してよろしいわけですね。

保健体育課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

伊藤委員 わかりました。

武田委員 そうすると、以前からこの共済関係は現場のお母さんたちも混乱していて、手軽だから200円のほうを選択するというパターンが多いうように見受けられますけれども、ずっと両立しているのはなぜなんだというのは、随分前にも教育委員会会議で何か違う議題のときに私も申し上げましたし、市場先生からも挙がったこともあったように記憶しています。会議の中で毎年のように行われているのであれば、どんな進捗になっているのかしらってちょっと気になったりはしますが、どんなことがご意見として挙がっているのか教えてくださいませんか。

保健体育課長 特別、制度上、あるいは運用についての課題を委員の方々からいただいたことはありません。

以上でございます。

教育長職務代理者 制度上のお話もするって先ほどおっしゃっていましたがけれども、ただ、具体的には今はそういう意見はもらっていないですか。

保健体育課長 はい。

教育長職務代理者 そうすると、私がさっき無理やりまとめたのが、無理やりになってしまいましたね。ちょっとそういうお話があったような気がして。

教育長。

教育長 今、武田委員さんからあった課題意識というのは、もちろん担当課も持っています。ただ、そもそもこの制度の後に、最近になって200円というのが出てきて、流れから言うのですよ、最初から併存しているわけじゃなくて、こっちが最初にあって、その後そっちの仕組みが出てきて、それで市民の皆さんがだんだんそっちに流れていっていると理解していただきたい。

武田委員 今、経過というふうに。

教育長 そうです。なので、これからこっちはどうしようかなという課題意識は担当課はあります。ですから、もう少し様子を見ながら、そちらの解決を、どう持っていこうかなというふうな段階にあります。

保健体育課長 はい、おっしゃるとおりです。すいません。

市場委員 そういうことでいえば、その200円の医療費助成だって、今はあるけれども、将来あるかどうかはわからないといえはわからないです。

制度があってわかりにくいというご意見があるよということを、今、前からも申し上げているとおりでいうことでおっしゃっていただきましたので、それはそれで。ただ、ないよりはあると、あるものを生かしながら今後について考えていくということだろうと思います。特に学校管理下外というのが、非常に幅広くできることであろうと思います。

よろしいでしょうか。

じゃ、人選につきましては、特に個別のご意見等も、ご質問等もありませんでしたので、よろしければ、これをもちまして質疑及び討論を終結したいと思います。

これより議案第17号を採決いたします。

議案第17号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第17号は原案どおり決定いたしました。

◎議案第18号

教育長職務代理者 次に、議案第18号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」を議題といたします。

学務課長、お願いします。

学務課長 議案第18号「松戸市立小学校・中学校通学区域に関する規程の一部を改正する訓令の制定について」ご説明を申し上げます。

夜間中学校開設に当たっては、松戸市議会6月定例会に5月の教育委員会会議でご審議の上、可決いただいた、松戸市立中学校設置条例の一部を改正する条例を提案したところでございます。

13ページの新旧対照表をごらんください。

本議案は、松戸市立第一中学校みらい分校の通学区域を市内全域とするものです。

施行は平成31年4月1日からとします。

ご審議のほど、よろしく願いをいたします。

なお、参考資料としてお配りしました松戸市立夜間中学要項（案）につきまして、加えてご説明をいたします。

まず1つ目、夜間中学の目的は、中学校の就学義務年齢を超え、中学校を卒業していない者、または中学校を卒業した者で不登校等の相当の理由により、その課程の大部分を欠席するなど、実質的に義務教育を十分に受ける機会がなかった者のうち、強い向上心を持つ者に対して、夜間に中学校教育を行うことで義務教育を受ける機会を保障することとします。

2の分校名と、3、所在地につきましては、5月の教育委員会会議で可決いただいたとおりでございます。

4、修業年限は、学校教育法第47条により3年とします。

5、入学資格要件については、通学区域、中学の就学状況、年齢等がございます。

1点目、通学区域については、本議案でご提案させていただいたとおり松戸市内全域とします。しかし、夜間中学の特徴や、昨年度実施した意向調査からは、市外からの入学希望者が予想されます。初めに申し上げた、夜間中学の目的や法の趣旨、県北西部の中核都市としての役割等を鑑み、例外的に（2）として、市外在住者についても、千葉県民であり、居住している市町村教育委員会教育長からの副申のある方は受け入れることとします。かつ、中

学の就学状況や年齢等の（３）から（５）の要件全てを満たす方とします。

６、学年認定は、松戸市教育委員会が行います。生徒は原則として第１学年に入学しますが、過去の不登校等の状況に応じ、第２学年または第３学年への柔軟な学年認定ができるようにも考えております。

７、教育課程は、中学校学習指導要領に基づき校長が決定いたします。授業日は本校に準じ、午後５時20分から40分授業を１日４時間実施する予定です。給食は実施せず、持参した食事を保管できる冷蔵庫を配備します。教科書は無償給付されます。

８番、卒業の認定は校長が行います。

今後も平成31年４月の開校に向け、計画的に準備を進めてまいります。７月からは生徒募集を開始する予定です。

以上、ご説明とさせていただきます。

教育長職務代理者 議案第18号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入りますが、その前に少し整理をさせていただきます。

今回、採決をいたしますのは、夜間中学校であるみらい分校の通学区域を市内全域とする通学区域の規定に関する改正で、その後、参考資料としてご説明のありました松戸市立夜間中学要項（案）につきましては、この場で質疑や討論は行いますが、それを踏まえて教育長が決裁するということとなります。そのことをご理解いただきまして、質疑及び討論に入らせていただきます。

事前の配付のときには、報告書のほうにちょっとくつついちゃっているのが要項（案）。傍聴の方には、ちょっとどう入っているか確認しておりませんが、参考資料としての位置づけでございますので、ご質問等あれば、またいただければと思います。

いかがでしょうか。

今度のいわゆる夜間中学みらい分校について、市内全域を学校区とするということであり、かつその要項のほうで、市外の方についてもそのような役割を果たす、この千葉県北西部の中核都市としての役割を果たすというところでご説明があったところでございます。もう７月から募集に入るということで、着々と言っていいのかわかりませんが、来年の４月の開校を目指して進んでいるというところですが。

武田委員。

武田委員 これは本当に開放してみないとわからないと思います。現時点でどんな方が、どのぐらい希望されているみたいなものが、もし把握できているところがあれば、お伺いできた

らと思えますが。

教育長職務代理者 希望ですね。前回のアンケートの報告等も含めて、あるいは進捗についてということでございます。お願いいたします。

教育改革室長 お答えいたします。

昨年度行ったアンケート結果が現在わかっている範囲でございます。今回この条例の改正を受けて正式な開設の決定になりますので、7月からは募集して詳細な状況がわかることになります。

武田委員 じゃ、これからということですね。

教育改革室長 はい、そのようになります。

武田委員 あと、市外からの受け入れというのは当然あるんだと思いますが、このあたりというのは、割合とかそういうものというのは別段階まえているわけではないんですか。

教育長職務代理者 割合が、結果はわかりませんが、想定していることがあるかというご質問でいいですか。あるいは、そういう制限があるのかというご質問でしょうかね。

武田委員 もともと決まっていたりするのかな。

教育改革室長 先ほどの答弁とまた同じになってしまうんですけども、昨年度行いました意向調査の中では44名の回答がありました。市外からです。

参考ですけども、現在、市川大洲中の状況では、市内の方が約30%という状況が市川大洲の昨年度の状況です。ですので、ちょっと正確な数字というのは今は把握はできませんが、市外からの入学の希望者がおられるということは予想されるところでございます。

伊藤委員 なかなか難しいと思うんですけども、基本は市内全域で、あとこの要項に、一定の条件をつけて市外の方を受け入れるということなんですけれども、その場合、千葉県民に限るといふのはある意味そうなのかなとは思いますが。しかしたまたま松戸市の千葉県内における地理的な位置なんかを考えると、例えば川を1つ渡ればすぐ近くにそういう希望者がいて、それがたまたま葛飾区民だったりとか、あるいは三郷の市民であったりというようなときに、距離的には、例えば銚子とかそういうところと比べると非常に近いのに、千葉県民に限ったために入れられないというようなことが起きたときに、何かちょっとそういう人は、いろんな利便性を考えればこちらへ来てもらったほうがいいのかという気がするんです。もちろんある意味、そこで何らかの線引きをしなきゃいけないので、千葉県民だという必要性はあるのかなという気もして、私自身もよくわからないんですけども、何かそういうアンケートの結果、その辺のところは一切出てこなかったのか、あるいは議論されて、結果的に

はそういう人たちは除くことになったのかとか、その辺は何かお考えはあるのでしょうか。

教育長職務代理者 千葉県民ということの根拠といいますか、そこら辺をご説明いただければと思います。

教育改革室長。

教育改革室長 まず今回、開設に当たりましては、何度も視察し市川市大洲中学校を1つの参考としています。大洲中学校は、千葉県在住というところで定めており、さまざま検討はしてまいりましたけれども、東京都、特に江戸川を挟んだ葛飾区等は、夜間中学があるということ。埼玉県はこのたび、我々と同時期に夜間中学が開設されるということ、このあたりをふまえ、例外的に千葉県ということで、受け入れを考えています。

ただし、どのような方が希望されるかというところはわかりませんし、アンケートの範囲は、東京都のほうには設置はしてませんでした。東葛近隣5市と松戸市内全域という形で意向調査をかけましたもので、ちょっとそのあたりの広い様子はわからないところが現状でございます。

教育長職務代理者 どうなんでしょうか、合理性とすると、教員は県の教員、県費なんですね。それで、設備は市ですね。だから、両方のお金でやっているという、都からお金は出ていないみたいところは若干ありますね。だから、それを理由に教育の機会をどう提供するかということと、またちょっと別の次元の話かもしれません。制限をつけない、あるいはつける、双方に理由が成り立ちそうな気がしますので、難しいところですがという前提でのご質問でした。

伊藤委員 わかりました。

山形委員 この議案の全域というのは異論はないんですが、質問で、要項のところの5の(5)ですね、就学に支障のない者、このちょっとイメージがつかなかったので、支障がないというところでどんなことが、想定する範囲で何かありましたら教えていただきたいです。

教育改革室長 今回、開設します場所ですが、旧古ヶ崎南小学校の2階と3階部分を使って開設をいたします。ご案内のとおりエレベーター等はない廃校施設でございます。中学校生活ですので授業により教室移動もあります。ちょっとそのあたりは少し、支障のないというところに含めております。

山形委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 なるほど、そういうこともありますね。通学に支障がないということもあるでしょうし、学校生活は階段ですね、そういうものはありますか。

(「年齢制限ないんですか」の声あり)

教育長職務代理者 年齢の制限はないですね。

高齢の方の中にも、中学を卒業できなかったという方が恐らく多くいらっしゃる。いろんなことも想定されるということでございます。

よろしいでしょうか。

議案の骨格としましては、松戸市内を学校区とするということでございますが。

市場委員。

市場委員 教育課程などというところで、授業日は本校に準ずるとあります。基本的に月曜日から金曜日までという意味なんだろうと思います。そうすると、月曜日から金曜日の午後5時20分から8時45分まで、毎日来られるような方を対象としているというような理解でよろしいんですか。

教育改革室長 そのとおりでございます。

市場委員 週一回とか、そういうことは想定していないという意味ですね。

教育改革室長 はい。中学校の教育課程を実施いたしますので、月曜から金曜まで5日間通える方というのも一つの入学資格というか、要件に入っております。

市場委員 ありがとうございます。

教育長職務代理者 実際に運用されてみていろいろな問題がまた起きたときに、またいろいろと考えるという意味では、かなり前向きな政策でありますから、前向きなというか、未知の部分のあることに踏み出すということかもしれません。

折しも外国人の単純労働に門戸を開くとかという政府の方針もあり、ちょっと外国人の方の動向とかも、これはもう本当にわからないですね。松戸市にこれがあることが何らかの意味を持つということも十分に考えられるところではあります。それだけに、いろんな負といいますか、負担、あるいはご苦勞を教員の方、現場の方を初め、あることは十分に想定されますけれども、よい意味で教育の機会が開かれたまちであるということは、乗り越えていきたいところだろうなというふうに私は思っておりますが、いいでしょうか。

それでは、ほかにないようでございますので、これをもちまして質疑及び討論は終結いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

議案第18号につきましては、原案どおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

教育長職務代理者 ご異議がないものと認め、議案第18号は原案どおり決定いたしました。

◎報告第1号

教育長職務代理者 次に、報告第1号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

ちょっと入れかわりがございます。

では、ご説明をお願いいたします。

指導課長。

指導課長 報告第1号「臨時代理による処分の報告について」ご説明いたします。

資料は14ページから16ページになります。

松戸市いじめ防止対策委員会、吉田真一委員の途中退任に伴い、新たに1名の委員の委嘱をする必要が生じました。しかし、平成30年5月24日に第1回松戸市いじめ防止対策委員会があるため、教育委員会議でご提案する時間的余裕がございませんでした。したがって、教育長に対する事務委任規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時代理により処分をいたしました。

よって、同規則第4条第3号の規定により報告をいたします。

15ページが臨時代理による処分書でございます。

次に、16ページ、名簿をごらんください。

適切にいじめ問題に対処する公平性、中立性を確保するという観点で、専門的な知識及び経験を有する第三者からの選定ということで、今回新たに弁護士の佐藤悠里氏を委嘱いたしました。佐藤悠里氏は、ユーカーリ総合法律事務所に勤務される弁護士で、千葉県弁護士会からご推薦をいただきました。

任期につきましては、松戸市いじめ防止対策委員会条例第5条の規定に基づき、前任者の残任期間である平成30年4月1日から平成31年3月31日までの1年間でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長職務代理者 報告第1号につきましては、ただいまのご説明のとおりでございます。

これより質疑及び討論に入ります。

会議の開催に間に合わないということで、既にもう処分されているということでもあります。ここでご質疑等いただきたいと思っております。

人選については、千葉県弁護士会からの推薦というご説明がありました。この佐藤弁護士について何かあればですけれども、なければ。このいじめ防止対策委員会について等、いいですか。

よろしいですか。

無いようですが、私から、それでは。今現在、この間の会議について、議題の詳細はもちろん結構なんですけれども、何件ぐらいを今あれされていますか。個別の案件について、具体的にかかわっているものはありますか、ありませんか。

指導課長、お願いします。

指導課長 1件でございます。1件、審議いたしております。

教育長職務代理者 ご質問したのは、こういう役割の委員会がやっぱりきちんと機能するということを市民に期待されておるところでありまして、この松戸市において、やはりそういうことの問題が、いじめの根絶という、その現場ではいろんなことがありますから、それに対応できるかどうかということが本当に今問われておりますので、それが機能しているかどうかという意味で、1件やっていただいているのであれば、その公正な立場でしっかりと果たしていただきたいという思いでございます。

よろしいですか。

それでは、ほか、ご意見、ご質問ないようでございますので、これをもちまして報告第1号の審議は終結といたします。

◎報告第2号

教育長職務代理者 次に、報告第2号「臨時代理による処分の報告について」を議題といたします。

会議冒頭で教育長がお諮りしましたとおり、報告第2号の審議は秘密会となります。松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席を願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、指導課長、指導課補佐、指導課主幹、以上でございます。そのほかの方は、ご退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 報告第2号につきましては、承認されましたことを報告いたします。

教育長 それでは、動議を提出いたします。

ちょっと準備をお願いします。

教育長職務代理者 ここで、教育長より動議が提出されましたので、一旦、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 ただいま、お手元に議案第19号を提出させていただきました。

議案第19号を日程に追加の上、議題としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第9条の規定により、決をとらせていただきます。

議案第19号を日程に追加の上、議題とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ありがとうございます。

ご異議がないものと認め、議案第19号を日程に追加の上、議題とすることに決定いたしました。

なお、議案第19号は人事及び個人情報にかかわる案件となります。

したがいまして、議案第19号の審議を秘密会としてはいかがかお諮りいたします。

それでは、松戸市教育委員会会議規則第13条の規定により、決をとらせていただきます。

この後行われます議案第19号の審議を秘密会とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長 ご異議がないものと認め、議案第19号の審議は秘密会といたします。

では、ここからの議事進行を再び山田教育長職務代理者をお願いします。

教育長職務代理者 では、議案第19号を議題といたします。

先ほど教育長がお諮りしましたとおり、議案第19号の審議は秘密会となります。松戸市教育委員会会議規則第14条第2項及び松戸市教育委員会傍聴人規則第8条の規定により、ただいまから申し上げる職員以外の職員及び傍聴の方はご退席を願います。

お残りいただきますのは、生涯学習部長、学校教育部長、学校教育部審議監、生涯学習部参事監、教育企画課長、教育企画課専門監、教育企画課補佐、教育企画課主幹、教育企画課主査、以上でございます。その他の方は退席をお願いいたします。

(以後、秘密会)

教育長職務代理者 議案第19号につきましては、原案どおり決定いたしましたことをご報告いたします。

本日予定していた議題は以上です。

◎その他

教育長職務代理者 それでは、その他に移ります。

事務局より何かありますでしょうか。

教育長職務代理者 委員の皆さん、ほかに何かございませんか。

私からあれですが、7月の定例会で、研修等でご参加されたことについてご報告いただける方につきましては、簡単な何か文書があれば最もいいですし、そうでなければ口頭でもご報告をいただければと思います。

そのほかよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

教育長職務代理者 それでは、議事進行を教育長にお戻しいたします。

教育長 それでは、次回の教育委員会会議の日程について、事務局からお願いします。

教育企画課長 次回、7月定例会でございますが、平成30年7月12日の木曜日午前10時より、会場はこちら、5階会議室で開催されてはいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

教育長 よろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 それでは、確認いたします。

平成30年7月定例教育委員会会議は、平成30年7月12日の木曜日午前10時より、教育委員会5階会議室にて開催いたします。

◎閉会

教育長 以上をもちまして、平成30年6月定例教育委員会会議を閉会いたします。

ありがとうございました。お疲れさまでした。

閉会 午後 4時10分

この会議録の記載が真正であることを認め署名する。

松戸市教育委員会教育長

松戸市教育委員会委員